

いねむり運転同乗者死亡事故と運行供用者責任

- 【文献種別】 判決／福井地方裁判所
【裁判年月日】 平成27年4月13日
【事件番号】 平成25年（ワ）第51号（甲事件）、平成25年（ワ）第310号（乙事件）
【事件名】 損害賠償請求事件（甲事件）、損害賠償請求事件（乙事件）
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 自動車損害賠償保障法3条、民法709条・715条・719条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25447216

事実の概要

Gは、平成24年4月29日午前10時ころ、新潟県長岡市で開催されるコンサートに参加するため普通乗用自動車（以下、「G車」という）を運転して福井県内の自宅を出発し、途中、A及びKを同乗させ、同人らと共に同日午後9時ころから翌30日午前1時ころまでの間同コンサートに参加し、その後、仮眠をとることなく再びGが運転を継続し、同日午前4時ころ眠気をこらえきれずAと運転を交代した。Aは、同日午前7時14分ころ、福井県あわら市内の国道（以下、「本件道路」という）を、時速約50kmで南進中、仮眠状態に陥りG車を中央線を越えて反対車線に進行させ、同車線上を時速約50kmで北進してきたF運転の普通乗用自動車（以下、「F車」という）と正面衝突した（以下、「本件交通事故」という）。本件交通事故により、Gは、同日午後7時10分ころ、搬送先の病院で死亡し、また、Fも、本件事故により、腰椎圧迫骨折等の傷害を負い、自賠責査定事務所より後遺障害として「脊柱の変形を残すもの」として自賠法施行令別表第2（以下、「後遺障害等級表」という）11級7号に該当するとの認定を受けた。

本件は、亡Gの相続人である妻Bと同両親C・Dが、G車を運転していたAに対して、民法709条及び719条に基づき、F車の保有者でありFの使用人であるEに対して、自動車損害賠償保障法（以下、略して「自賠法」という）3条本文、民法709条、719条に基づき（自賠法3条に基づく

請求は人損部分の請求に限る）、連帯して損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求め（甲事件）、また、Fが、Aに対しては民法709条に基づき、B・C・D（以下、この3名を指すときは「Bら」という）に対して、自賠法3条又は民法709条に基づき、連帯して損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求めた（乙事件）事案である。

判決の要旨

1 甲事件のうちAに対する請求について、Aは、甲事件に係る請求原因事実を争うことを明らかにしないから、これを自白したものとみなす。

2 Fの過失の有無（甲事件・乙事件共通）

(1) Fが無過失であったといえるか

本件事故について、Aには、本件事故直前に、過労のために仮眠状態に陥り、中央車線にはみ出し、対向車線に自車を逸脱させてF車と正面衝突したという本件事故の態様からすれば、極めて重大な過失があることは明らかである。その上で、Bらは、Fには前方不注視の過失があると主張し、Fが無過失であることを争っているのが検討する。Fは、本件事故直前に歩行者を見たこと自体は認めているが、Fが脇見をしていた正確な地点・時間は明らかでない。Fにおいて、路側帯の歩行者の動向に注意を払う事情があったとしても同時に進行道路前方を注視することも不可能ではない。この点、G車が中央線上又はこれを越え

て対向車線を走行するようになったところ、F車からG車の方向の見通しは、F車の前方の先行車2台との位置関係によって左右されるが、その位置関係は証拠上明らかではなく、仮に、Fにおいて、実際よりも早い段階でG車の動向を発見していれば、その時点で急制動の措置を講じてG車と衝突する以前にF車を完全に停車させることにより、少なくとも衝突による衝撃を減じたり、クラクションを鳴らすことにより衝突を回避することができた可能性も否定することはできない。本件事故について、Fに前方不注視の過失がなかったということはできない。

(2) Fに前方不注視の過失があったといえるか

F車からの見通しは、F車と先行車との位置関係により左右されるところ、この位置関係は明らかでないから、Fにおいて、どの時点でG車を発見することが可能であったか特定することはできない。また、衝突を回避する可能性がないとはいえないとしても、あったとは認定できない以上、Fに過失があったと認めることはできない。

(3) 以上、本件事故についてFは無過失であったとは認めることはできないが、過失があったと認めることもできない。したがって、Eは、Bらに対し、自賠責3条に基づき、本件事故により亡Gの人身損害を受けた限度で損害賠償義務を負うが、民法715条に基づく損害賠償義務は負わない。他方、Aは民法709条に基づき、亡Gは自賠責3条又は709条に基づき、それぞれFに対して損害賠償責任を負うことについては当事者間に争いないが、Fに前方不注視の過失を前提とした過失相殺の主張は認められない。

3 過失相殺について（甲事件関係）

(1) 同乗者たる運行供用者と当該車両の運転者がそれぞれ有する運行支配や運行利益の程度は事案によって様々であって、一律に運転者の過失を運行供用者の過失と同視すべきであるとはいえないことに、当裁判所が認定した前記本件事故に至る経緯や本件事故の態様、亡GとAの関係性等に照らせば、Aが亡Gの補助者に過ぎず、運行支配や運行利益を一切有していなかったと認めることもできないのでAの過失を亡Gの過失と同視す

ることはできない。

(2) もっとも、コンサート参加後、休憩を取ることなく運転を継続しAが運転を代わったことからすれば、亡Gにおいて、自ら交通事故が発生する危険性が高い状況を招来しそのような状況を認識した上でAと運転を代わったものと認められ、その限りで亡Gにも本件事故についての帰責性があるといえることに加え、亡GがG車の保有者であったこと、亡GとAとの関連性、本件事故に至る状況等の一切の事情、Aの過失が極めて重大なところ、Fの前方不注視の過失は認められるとしても極めて低いものであることからすると、亡G及びBらの損害額の算定に当たっては、Fに対する関係でも、その損害額の3割を減じるのが相当である。

(3) シートベルトの不装着についても1割を減じるのが相当である。

(4) 以上によれば、Eは、本件交通事故による亡Gの生命・身体損害のうち、6割の限度で、損害賠償義務を負う。

判例の解説

一 本件のうち甲事案は、普通乗用自動車（G車）が居眠り運転により中央線を突破して対向車線を走行してきた普通乗用自動車（F車）と正面衝突し、G車の同乗者が死亡し、F車の運転者が受傷したという交通事故につき、死亡した同乗者の遺族からF車の運行供用者であり、同車運転者の使用者でもある会社に対し自賠法3条及び民法715条の使用者責任に基づく損害賠償責任につき、G車運転者の過失は極めて重大としながらも、F車運転者の前方不注視の過失がなかったとはいえないとして、自賠法3条の運行供用者責任を認め、また、F車には民法709条の過失があったとまではいえないとしてF車側の使用者責任を否定し、F車側の自賠法3条による運行供用者責任を認め、ただし4割の過失相殺をした事案である。また、乙事案は、受傷したF車の運転者がG車の運転者に対しては民法709条の不法行為責任に基づき、またG車の運行供用者である死亡したG車同乗者の相続人らに対しては自賠法3条の運行供用者責任又は民法709条の不法行為

責任に基づき損害賠償を求めたが、裁判所は、これらの責任をいずれも認めた（F車運転者の過失（前方不注視）は認めず、過失相殺もしていない）事案である。

二 民法709条による損害賠償請求訴訟の場合、被害者がその損害を請求するには、被害者が損害の発生や因果関係のほか、加害者に「過失」があったことを主張・立証しなければならない。また、民法715条の使用者責任に基づき損害賠償を請求する場合も、使用者責任は、被使用者の不法行為責任の代位責任と解されているので、被使用者に不法行為責任が成立する必要があり、被使用者に「過失」があったことを被害者側で主張・立証しなければならない。これに対し、交通事故による人身損害につき、自賠法3条に基づき損害賠償を請求する場合には、「過失のないこと」の主張・立証責任が加害者側に転換されており、被害者が、加害者の運行によって人身損害が発生したことを主張・立証したときは、加害者が自己に「過失がない」ことを主張・立証しない限りは、加害者が責任を負うことになる。したがって、加害者に「過失」があったかなかったかはっきりしない場合には、被害者は民法709条による損害賠償は、「過失」の立証ができていないためその賠償責任を問い得ないが、自賠法3条による運行供用者責任は、被害者が、加害者の運行により人身損害が生じたことを主張・立証すると、加害者がそのただし書である「自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと」（無過失）の立証ができないためその責任を問うことになる。本件でも、先行車の位置関係が証拠によって認定できないことを前提として、F車運転者が、より早い段階で急制動の措置を講じることにより衝突を回避できた可能性を否定できないとして、F車の前方不注視の過失がなかったとはいえないとしてF車側の自賠法3条の責任を認めたが、衝突を回避する可能性がないとはいえないとしても、あったとは認定できないとしてF車運転者の過失を前提とするF車側の民法715条の責任は否定した。すなわち、本件は民法上の不法行為責任と自賠法3条の運行供用者責任の成立が、同一事故によるものでありながら、同じ「過失」の主張・立証責任

の違いから運行供用者責任は肯定されたものの、F車運転者の過失を前提とした民法715条の使用者責任は否定されるという全く正反対の結果となったものである。

なお、本判決は、過失相殺について、甲事件では、G車運転者の過失をG車運行供用者の過失と同視できないが、死亡したG車保有者は自ら交通事故が発生する危険性を招来していることなどから3割、同人のシートベルト不装着で1割、計4割の過失相殺をしている。また、乙事件では、F車運転者に前方不注視の過失は認められないとして過失相殺は認めていない。

三 自賠法3条は、自動車の運行供用者責任を定め、自動車の運行によって人身損害が生じたときは、自動車の運行供用者は、同条ただし書の「自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能に障害がなかったことを証明し」ない限り、免責されない。この免責の3要件については、初期の学説や判例は全てが立証されなければ免責されないとしていたが、事故発生に関係のある要件のみ、主張・立証されればよいと解されるようになり、判例（最判昭45・1・22民集24巻1号40頁）もこの立場を採用している。最近の下級審判例でこの3条ただし書の免責を認めた判例としては東京地判平26・2・4交通事故民事裁判例集47巻1号213頁（パトカーが追跡していた普通乗用車が急停車したため追突した人身事故）、東京地判平26・8・22同裁判例集47巻4号1025頁（15歳男子の運転する自転車が大貨物自動車の後部に衝突した死亡事故）などがある。

弁護士 田島純蔵